

福祉保健課

助成対象を高校生まで拡大しています
子宮頸がん予防接種を受けましたか？

2月1日から、中学1年生相当から高校生3年生相当までの女子は、全額公費（自己負担なし）で子宮頸がん予防接種を受けることができます。接種を希望する方は早めに受けるようにしましょう。

対象となるお子さんには、個別に通知しています。ワクチンは全部で3回接種する必要があります。助成対象を高校生まで拡大して実施する期間は限られていますので、希望する方は平成23年3月までに1回目の接種を受けるようにしましょう。

- 対象者**●中学1年生相当から高校3年生相当の女子（平成4年4月2日～平成10年4月1日生）
- 助成期間**●平成23年2月1日～平成24年3月31日
※ただし、現在高校3年生に相当する方は平成23年3月31日までの接種期間となります。
- 接種回数**●原則として半年間で3回（初回、初回から1ヵ月後、初回から6ヵ月後）の接種が必要です。

問い合わせ●町福祉保健課 健康対策班(美郷町保健センター内) ☎0187-84-4900

学務課

平成23年度美郷町奨学生を募集します

経済的な理由により修学が困難な学生を援助するため、奨学金の貸し付けを行っています。

対象者
保護者が美郷町に居住し、経済的な理由で修学が困難である人 ※ただし、他の奨学金団体の貸与が決定した場合は、町の奨学金を受けることができません。
貸与額
大学・短大・2年以上の専門学校 月額4万円 高等学校 月額1万5千円
償還方法
卒業の月の1年後から10年以内（無利子） ※返還は原則として年賦または半年賦となります

- 受付期間**●4月1日(金)～5月13日(金)
- 提出書類**
- ①奨学生願書
3月1日から学務課窓口で配布します。また、町ホームページからダウンロードもできます。
 - ②平成22年の世帯全員の所得がわかるもの
町・県民税申告書や所得税確定申告書の写し
 - ③本人および保証人の住民票
 - ④入学先の在学証明書
 - ⑤高校生は出身中学校の成績証明書
大学・短大・専門学校は出身高校の調査書
- 提出先**●町教育委員会学務課（役場庁舎2階）
貸与決定●6月に採否を通知します。決定された方の奨学金は4月にさかのぼって貸与します。

問い合わせ●町教育委員会 学務課 学務班 ☎0187-84-4914

農政課

美郷町農業施策に関する説明会を開催します

平成23年度の美郷町の農業関係施策の概要について、次のとおり説明会を開催します。事前の申し込みは不要です。どの会場でも参加できますので、ご都合に合わせてご参加ください。

- 説明会の内容**
- (1) 農業者戸別所得補償制度について
 - (2) 農業関連支援策について

■説明会の日程

日時	会場
3月17日(木) 午前10時～	美郷町ふれあいセンター (千畑南小学校そば)
3月17日(木) 午後2時～	JA秋田おぼこ六郷支店
3月17日(木) 午後6時～	美郷町公民館(旧仙南公民館)

問い合わせ●町農政課 農業振興班 ☎0187-84-4908

福祉保健課

「健康保険」離職した場合は必ず手続きを!

健康保険に加入せずに医療機関を受診すると、医療費が全額自己負担となります。離職等により職場の健康保険の資格を失った場合は、右のいずれかの方法で必ず手続きをしてください。国民健康保険に加入する場合も、「届出をした日」からではなく、「社会保険の資格が喪失した日」からの適用、税賦課となりますので、速やかに届出をしてください。

国民健康保険税の納付が困難なときは、未納のままにしないで税務課納税班までご相談ください。保険税を分割して納める方法や減免制度が適用される場合もあります。
町税務課 納税班 ☎0187-84-4902

解雇や倒産などの理由で自分の意に反して失業した雇用保険受給者を対象とする国民健康保険税の軽減制度があります。手続きには「雇用保険受給資格者証」が必要です。詳細は福祉保健課医療保険班までお問い合わせください。

①離職時まで加入していた健康保険の任意継続被保険者となる

協会けんぽ、健康保険組合で手続きをしてください。加入条件は次のとおりです。
・資格喪失前に継続して2ヶ月以上被保険者期間があること
・資格喪失日から20日以内に加入申請すること
※保険料(税)は離職時まで加入していた健康保険の2倍となります(事業主負担分も自分で納めます)。

②配偶者等の加入している健康保険の被扶養者となる

配偶者等の職場に確認してください。被扶養者となる方の収入等の条件がある場合もあります。
※被扶養者の方の負担はありません。

③国民健康保険に加入する

社会保険資格喪失証明書と印鑑を持参し、福祉保健課で手続きをしてください。
※保険料(税)は前年の所得、加入者数等により決定されます。

「国民健康保険」高額療養費制度について

医療機関等に支払った1ヵ月間の一部負担金が自己負担限度額を超えた場合は、申請により限度額を超えた金額が高額療養費として支給されます。
高額療養費に該当すると思われる方は福祉保健課でご確認ください。(なお該当者には個別に通知します。)

入院の際は「限度額認定証」の申請を!

70歳未満の方が入院した場合は「限度額認定証」を医療機関に提示すると、医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。

■手続きに必要なもの

- ・申請書（住所・氏名・振込先口座番号等を記入してください。）
- ・医療費の領収書
- ・印鑑
- ・預金通帳等（口座番号の確認できるもの）

■提出先

福祉保健課医療保険班、六郷出張所、仙南出張所（出張所の休館日→24ページ）

問い合わせ●町福祉保健課 医療保険班 ☎0187-84-4907

指定ごみ袋給付事業を終了します

平成20年度から始まったごみ処理の有料化に伴い、乳幼児や要介護者などがいる世帯の経済的負担を軽減することを目的に「もやせるごみ袋」の給付事業を行ってまいりましたが、今年度をもって事業を終了します。

給付事業は平成20年度限りの激変緩和措置として実施しましたが、その後、粗大ごみ処理の有料化が

開始されることなどを考慮し、平成22年度まで期間を延長し実施してきました。

ごみ袋の給付事業は終了しますが、その他の子育て支援策や介護用品給付事業など要介護者を対象とした事業を通じて引き続き福祉の充実を図ってまいります。何卒ご理解をいただきますようお願いいたします。

問い合わせ●町福祉保健課 地域包括支援班 ☎0187-84-4097(内線1506)
健康対策班 ☎0187-84-4900(内線3704)